

かいじ号

山梨県消費生活条例をご存じですか

消費者と事業者との間の取引に関するトラブルは、年々増加を続けています。最近では、クレジットを利用した悪質商法のほか、インターネットや携帯電話を悪用した新たなトラブルも発生しています。

このような状況の変化に対応するため山梨県では、「山梨県消費生活の保護に関する条例」を全部改正し「山梨県消費生活条例」を制定し、平成18年4月1日から施行します。

改正のポイント

- 1 「消費者の権利」を明記するとともに、「消費者の権利の尊重と自立支援」を基本理念として規定
- 2 事業者の不適正な行為による消費者被害を防止するため、「不当な取引行為」の対象を拡大し、規制を強化
- 3 事業者に対する指導の充実・強化を図るため、立入調査や報告徴収等の権限を拡充・強化するとともにその実効性を確保するため、事業者名の公表規定を整備
- 4 被害の未然・拡大防止を図るため、事業者名を含めた情報の提供について明記
- 5 消費者の意見を施策に反映させる具体的手続きとして「知事に対する申出制度」を新設

消費者の権利

①安全が確保される権利	②自主的・合理的な選択の機会が確保される権利	③必要な情報や教育の機会が提供される権利	④消費者の意見が施策に反映される権利	⑤消費者の被害が適切かつ迅速に救済される権利
-------------	------------------------	----------------------	--------------------	------------------------



事業者



消費者



行政

不当取引行為

①不当勧誘 (情報提供)	②不当勧誘 (方法)	③不当な契約締結	④不当な履行請求	⑤不当な債務履行拒否	⑥解除妨害・不当な解除拒否	⑦与信契約に関する不当行為
重要情報を告げずまたは誤解を招くような情報を提供するなどして勧誘	執拗に勧誘したり判断力の不足に乘じたり、威迫困惑させるような勧誘	消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結	不当な手段を用いて債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為	債務の履行を不当に拒否したり変更したり遅らせたり中止する行為	正当な根拠に基づく契約の解除等を拒否したり妨害したりする行為	販売業者の不当な行為を知りながら、クレジット契約を締結させたり、債務の履行を不当に強要する行為

充実・強化を図る消費者施策について

1 事業者指導の充実・強化

必要な場合には事業者調査を積極的に行うとともに、不適正な取引行為を行う事業者に対する指導を強化



2 積極的な情報提供

被害の未然・拡大防止を図るため、消費者に対し、悪質商法の手口や事業者名などの情報を積極的に提供



3 自立支援策等の充実

関係機関の機能強化による、消費者教育や個別被害救済策を充実



環境保全型農業について



環境保全型農業とは

「農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的農業」と定義されています。

具体的には、農業は食料の安定供給という役割に加え、国土や環境の保全など多くの機能を担っています。しかし、農業という生産活動においても環境に負荷を与えており、この負荷を軽減することを目的に始めました。

ヨーロッパでは1970年代、アメリカでは80年代に取り組みが本格的に始まり、日本においては90年代に入り農林水産省の指導のもとに始められました。

今では、消費者からは減化学肥料・減農薬栽培による農産物として、食の安全・安心という面からも大変関心が高まっています。

今回は、県が市町村、JA等と協力しながら進めている主な取り組みを紹介します。

化学肥料・農薬の削減目標

化学肥料・農薬の50%低減を目標に進めています。

この目標の達成に向けて、低減に取り組む農業者の確保・育成と低減技術の開発・普及を2つの柱に取り組んでいます。

エコファーマーの認定

エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」の第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県に提出して、その導入計画が適当であるとして認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称です。

「持続性の高い農業生産方式」とは、堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式です。この農業生産方式は都道府県が決定します。

例としては

土づくり技術 … 堆肥有機質資材の利用、レンゲ等の緑肥作物のすき込む技術

化学肥料低減技術 … 作物が肥料を利用しやすい位置に施用する技術
ナタネ油かす等を施用する技術 等

化学農薬低減技術 … アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行わせる技術
天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
フェロモンを利用して、交尾を阻害する技術 等

県の認定を受けたエコファーマーは平成17年12月末現在、5,313名に達しています。



試験場の取組

農業関係の試験場では、化学肥料・農薬の低減に係わる技術開発を進めています。
平成16年度の主な研究成果として、次の内容がありました。

(総合農業試験場)

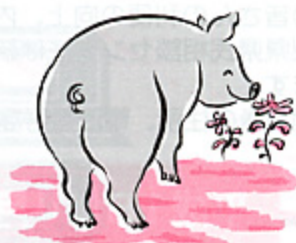
- 1 施設トマト栽培における天敵（オンシツツヤコバチ）の放飼方法
- 2 「コシヒカリ」の生育指標に基づく生育診断と栽培管理対策

(果樹試験場)

- 1 鶏糞を利用した果樹せん定枝の堆肥化技術
- 2 環境負荷を軽減する被覆尿素肥料と早生栽培のもも園での利用

(畜産試験場)

- 1 家畜糞尿のメタン発酵処理技術



農業改良普及センターの取組

各地域にある農業改良普及センターでは、ぶどう、もも、トマトなど県内の主要作目について、減化学肥料、減農薬にむけた栽培の技術指導を行っています。

また、有機質肥料を使用したり、性フェロモン剤の使用や微生物、天敵を利用した生物農薬などを組み合わせ、従来の栽培方法に比べ、化学肥料、農薬ともに50%以上の低減を目指した栽培技術の実証を行っています。

平成18年度山梨県食品表示ウォッチャー募集

日常の買い物等を通じて食品表示の状況をモニタリングしていただき、その状況を県に報告していただく「食品表示ウォッチャー」を募集しています。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、食品の安全性や表示に関心のある方は、お気軽にご応募ください。

活動内容	食品表示状況のモニタリング・報告、研修会(年2回)への出席
募集人員	40人以内
応募資格	県内在住で満20才以上の方
応募方法	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業、応募理由を明記のうえ郵送、ファックス又は電子メールで応募してください。
応募締切	3月17日(金)
謝礼等	年額上限7,000円
応募・問い合わせ先	県食品安全推進室 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1588 FAX 055-223-1587 電子メール shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

食品安全110番

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

☎055-223-1638

受付時間 平日午前8:30~午後5:00



消費生活センターが生まれ変わります

県民生活に関わる様々なトラブルに的確に対応するための相談窓口を一本化し、県民の皆さんの利便の向上、内容の一層の充実を図るため、山梨県消費生活センターと山梨県県民相談センターは統合されて、**山梨県県民生活センター**として生まれ変わります。

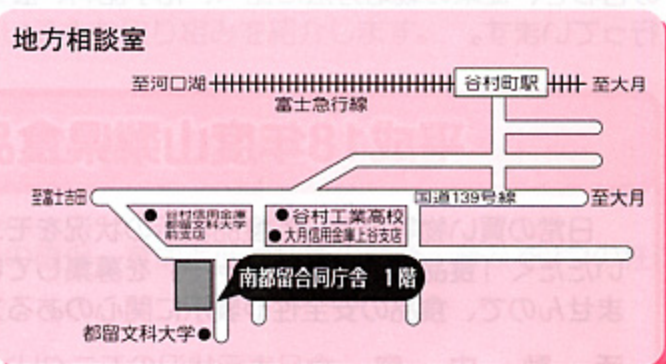
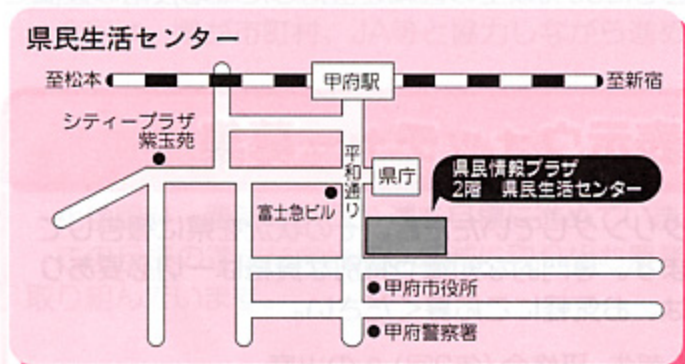
※開設後の住所、電話番号などは次のとおりです。



平成18年4月1日から

■場 所	県民生活センター	甲府市丸の内一丁目8-5	県民情報プラザ2階
	地方相談室	都留市田原三丁目3-3	南都留合同庁舎1階
■相談受付	平日の午前8時30分から午後5時まで		
■相談電話	県民生活センター	055-235-8455	(消費生活相談)
		055-223-1366	(法律相談・行政相談など)
	地方相談室	0554-45-5038	・0554-45-7843

※今までの消費生活センター、同地方相談室とは場所が変わります。
また、地方相談室は電話番号も変わりますので、ご注意ください。
困ったときには県民生活センターにご相談ください。
消費生活に関する出前講座もしています。お気軽にご相談ください。



住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意!

消防法が改正され、国が定めた規格に適合した住宅用火災警報器の設置が義務づけられます。

新築の住宅・・・平成18年6月1日

現在お住まいの住宅・・・各市町村の条例で定める日

この日までに設置

これに便乗して、火災警報器を高額で売りつけたり、規格外の商品を必要数以上に販売する悪質な業者が出てくるのが予想されます。

消防署等の公的機関の職員が、商品を売り歩いたり、特定の業者に販売を委託することはありません。不審に思ったら、お住まいの市町村を所管する消防署等にお問い合わせください。

条例の内容については、各市町村にご確認ください。

※なお、購入にあたっては、日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）などを目安にするとよいでしょう。

